

(1) 茨木市高度情報化推進計画（第1次）に基づく取組

<平成15年度（2003年度）～20年度（2008年度）>

「茨木市高度情報化推進基本方針」に基づき、IT（情報通信技術）を活用した市民サービスの向上と高度情報化による行政改革を基本理念に掲げ、より一層、高度で効率的、効果的な市政運営を図る「電子市役所」の実現に向け、平成14年（2002年）に「茨木市高度情報化推進計画」を策定しました。

計画の目標と具体的な施策、実施状況は、以下のとおりです。

① IT（情報通信技術）の活用による市民サービスの向上

施策	実施状況
電子申請共通基盤整備	・「大阪電子自治体推進協議会 ^{※1} 」の共同アウトソーシング事業を利用した汎用受付システム及び電子調達システムの導入について検討を行ったが導入を見送り、課題解決のための調査・研究を実施
電子調達システム	
インターネットの活用	・平成17年（2005年）6月から、インターネットでの図書館資料検索及び予約システムを導入 ・平成18年（2006年）3月に迅速に情報を提供するため、CMS ^{※2} を導入して市ホームページをリニューアルし、音声読上げソフトを導入
公共施設案内・予約システムの拡充	・平成17年度（2005年度）から、生涯学習センターの施設予約システム（きらめきNET）を稼働
電子投票	・課題解決のための調査・研究を実施

② 行政内部事務の電子化による高度な行財政運営の実現

施策	実施状況
統合型文書管理システム ・電子決裁 ^{※3} システム ・財務会計オンラインシステム再構築 ・庶務事務システム	・平成18年（2006年）4月から、電子決裁システムと連携した統合型文書管理システムを導入 ・平成20年（2008年）4月から、財務会計システムを再構築 ・平成20年（2008年）4月から、庶務事務システムを導入

※1 大阪電子自治体推進協議会

平成14年（2002年）4月に、「大阪府及び大阪府内の全市町村が連携・協働して、情報システム及び情報ネットワークを整備・運営するとともに、これらの企画・研究・調整等を通じて、電子自治体の実現と地域情報化の推進に寄与する」ことを目的として設立された。平成27年（2015年）4月に大阪電子自治体連絡会に変更。

※2 CMS

Content Management System の略。ホームページのテキストやグラフィックなどの素材を統合的に管理し、更新・配信するソフトウェア。定型的に素材を登録することで、ホームページの情報が半自動的に更新されることから、一貫性のあるサイト構築が実現でき、ユーザビリティ（ソフトウェアやWebサイトの使いやすさのこと。）の向上につながるほか、リンクの変更・削除などの管理や公開日時の設定の機能を持つものもある。

※3 電子決裁

書類や回議文書や帳票などの決裁のプロセスを電子化し、パソコン上で事務処理を行うようにすること。文書も電子化されペーパーレス化が促進されるだけでなく、文書の保管・閲覧・検索が容易に行えるようになる。

統合型地理情報システム ^{※4} ・ 建築確認等支援システム ・ 水路占有等支援システム ・ 消防総合情報システム	・ 平成 17 年（2005 年）4 月から、統合型地理情報システムを導入し、庁内 LAN ^{※5} などのネットワーク環境のもと、庁内で活用できる地図（住宅地図、都市計画図等）の配信を実施 ・ 個別 GIS ^{※6} で共有できる地図データ（道路、街区、建物など）を一元的に管理し、庁内横断的に有効活用するための効果的な環境を整備
総合行政ネットワーク（LGWAN ^{※7} ）との接続	・ 平成 15 年（2003 年）8 月に大阪府域では「大阪電子自治体推進協議会」の共同事業として接続を完了し、共同運用を開始

③ 既存システムの再構築や小規模システムの整備による効率化

施策	実施状況
国民健康保険オンラインシステム再構築	・ 平成 18 年度（2006 年度）に仮算・本算方式から 6 月本算定方式への変更
税 DB 保有年数延長	・ 平成 17 年度（2005 年度）に DB 保有年数を 2 年から 3 年に延長
生活保護オンラインシステム再構築	・ 平成 19 年度（2007 年度）にパッケージシステム ^{※8} を導入して再構築
障害者支援費制度システム	・ 平成 16 年度（2004 年度）にパッケージシステムを導入
農業委員会システム	・ 平成 16 年度（2004 年度）に GIS システムを導入

④ 情報化研修の充実による人材の育成と情報リテラシー^{※9}の向上

施策	実施状況
職員研修	・ 所属内の情報化を推進する IT リーダーをはじめ、各職員に対して、職員研修を延べ 11 回実施（245 人受講）
条例・規則等の整備	・ 平成 15 年度（2003 年度）にセキュリティポリシー ^{※10} 等、庁内ネットワークシステムの適正な管理のため、関係規程を制定

※4 統合型地理情報システム

庁内 LAN 等のネットワーク環境のもとで、庁内で共用できる空間データを「共用空間データ」として一元的に整備・管理し、各部署で活用する庁内横断的なシステム。

※5 LAN

Local Area Network の略。同軸ケーブル、光ファイバー等を使って、同じ建物等の中にあるコンピュータやプリンタ等を接続し、データをやり取りするネットワーク。

※6 GIS

Geographical Information System（地理情報システム）の略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能とする技術。

※7 LGWAN

Local Government Wide Area Network の略。地方公共団体を結ぶ行政専用の WAN。

※8 パッケージシステム

特定の業務又は業種で汎用的に利用することのできる既製のシステム（ソフトウェア）のこと。

※9 リテラシー

本来、「識字力＝文字を読み書きする能力」を意味するが、「情報リテラシー」や「ICT リテラシー」のように、その分野における知識、教養、能力を意味することに使われている場合もある。

※10 セキュリティポリシー

地方公共団体が保有する情報資産の情報セキュリティ対策について、各地方公共団体が総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたもの。情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのかについての基本的な考え方、並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を規定する。

セキュリティ対策及び基盤整備	・ファイアウォール ^{※11} や不正アクセス ^{※12} 監視システム等による高度なセキュリティレベルの維持
----------------	---

(2) 茨木市高度情報化推進計画（第2次）に基づく取組

<平成20年度（2008年度）～24年度（2012年度）>

平成27年（2015年）を目標年次とする「第4次茨木市総合計画」で、ICTが飛躍的に発展する中、ICTの利便性を実感できるサービスの提供や、より簡素で効率的、効果的な行政運営などの課題に対応し、市民の目線に立った「電子自治体」の実現をめざすため、平成20年（2008年）に「茨木市高度情報化推進計画（第2次）」を策定しました。

計画の目標と具体的な施策、実施状況は、以下のとおりです。

① 実感できる市民サービスの向上

施策	実施状況
電子申請の導入	・平成21年（2009年）10月から、手続の電子化を段階的に進めるため、講座の申込等の簡易な手続を対象として、ASP ^{※13} を利用した本人確認を必要としない「簡易電子申込システム」を導入
電子入札の導入	・平成21年（2009年）4月から、「大阪電子自治体推進協議会」で共同開発されたシステムを導入
業者登録システムの導入	・平成22年（2010年）12月から、「大阪電子自治体推進協議会」で共同開発されたシステムを導入
税の電子申告システムの導入	・平成21年（2009年）5月から、eLTAX ^{※14} に加入し、同年10月から法人市民税及び固定資産税（償却資産）について電子申告を受付開始 ・平成22年（2010年）1月から、給与支払報告書について電子申告を受付開始 ・平成23年（2011年）1月から、所得税確定申告データを取り込む国税連携システムの運用を開始
公金収納システムの拡充	・平成23年度（2011年度）から、水道使用料に続いて、コンビニでの軽自動車税の収納を開始
住民基本台帳カードの多目的利用、自動交付機の充実	・平成21年（2009年）1月にICカード標準システムを導入して住民票等自動交付機システムの改修を実施、住民基本台帳カードを証明発行カードとしても利用開始 ・平成21年（2009年）1月に阪急茨木市駅前に自動交付機を増設 ・平成24年（2012年）10月に市民課窓口横に自動交付機を増設

※11 ファイアウォール

コンピュータ又は組織内のコンピュータ・ネットワークに外部から侵入されるのを防ぐシステムのこと。

※12 不正アクセス

ID・パスワード等により利用が制限・管理されているコンピュータに対し、ネットワークを経由して、正規の手続を経ずに不正に侵入し、利用可能とする行為

※13 ASP

Application Service Provider の略。ネットワークを通じて、アプリケーション・ソフトウェア及びそれに付随するサービスを利用させること、又はそうしたサービスを提供するビジネスモデルを指す。

※14 eLTAX

全国の地方公共団体（都道府県、市町村）が共同で組織している一般社団法人地方税電子化協議会が無料提供している「地方税ポータルシステム」。

安否確認システムの導入	・平成 21 年（2009 年）4 月から、自力で避難することが困難な要援護者の名簿と地図情報をリンクし、大災害時の安否確認を行うシステムを導入
-------------	--

② 分かりやすく身近な行政

施策	実施状況
ホームページ、携帯サイトの充実	・平成 22 年度（2010 年度）に自動的に翻訳できるサービスを導入 ・平成 23 年（2011 年）11 月に全面リニューアル
地域コミュニティの形成促進	・平成 21 年度（2009 年度）に「まちづくり情報サイト」を開設
地上デジタル放送の活用	・調査・研究を実施
各種 IT 講習会の実施	・生涯学習センター、障害福祉センター等の施設で IT 講習を実施

③ 行政運営の簡素・効率化

施策	実施状況
統合型地理情報システムの拡充	・平成 20 年度（2008 年度）に占有物管理システムを、平成 21 年度（2009 年度）には、地域情報システム、下水道台帳管理システムの開発を実施 ・平成 24 年度（2012 年度）に、共有空間システム（住宅地図・航空写真等を庁内ネットで提供）の更新時期を迎え、より一層の運用経費の削減と安定稼働を図るため、クラウド ^{※15} システムへの移行
臨時職員等管理システムの導入	・人事・給与システムの刷新と合わせて導入を検討
幼稚園事務支援システムの導入	・平成 22 年度（2010 年度）にパッケージシステムを導入

④ 情報基盤整備と既存システムの改善

施策	実施状況
・基幹系システムの刷新	・外国人住民の住民基本台帳への記載等に係る住民基本台帳法改正のための改修を実施
人事・職員給与システムの刷新	・パッケージシステムの導入を検討
職員の育成と情報リテラシーの向上	・スキルアップ研修を定期的実施 ・情報化推進の中心となる職員を「IT リーダー」として養成するための研修を実施
セキュリティ対策の強化	・平成 22 年（2010 年）2 月から USB メモリ等の使用を制限するなど、対策強化を実施

※15 クラウド

データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバ群（クラウド（雲））にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。

(3) 茨木市高度情報化推進計画（第3次）に基づく取組

<平成25年度（2013年度）～29年度（2017年度）>

「茨木市高度情報化推進計画（第2次）」に引き続き「電子自治体」の実現のため、市民サービスの向上に向けて、市民の目線に立った、わかりやすく、使いやすい情報化をめざすため、また、行政運営の簡素・効率化に向けては、情報システムの導入・調達にあたって業務の合理化と費用の適正化を図るため、平成25年（2013年）に「茨木市高度情報化推進計画（第3次）」を策定しました。

計画の目標と具体的な施策、実施状況は、以下のとおりです。

① 実感できる市民サービスの向上

施策	実施状況
被災者支援システムの導入	・平成25年度（2013年度）から被災者支援システムの整備を始め、家屋データ等の連携を平成28年度（2016年度）に完了
証明書等コンビニ交付の導入	・財団法人地方自治情報センター ^{※16} が運営・提供するコンビニ交付システムを導入、自動交付機では発行していない戸籍証明及び税証明の発行を開始
戸籍副本データ管理システムの導入	・大規模災害が発生した場合に、市町村にある戸籍ファイルが滅失しても復元できるように、重要データの遠隔地への保管が求められており、更新のあった戸籍ファイルの副本データを自動で副本データ管理センターに送信できる機能の構築を完了
レセプト ^{※17} 分析システムの導入	・平成27年度（2015年度）に、地域の健康情報を統計的に把握するため、パッケージシステムを導入 ・平成29年度（2017年度）には、国民健康保険データベースシステムを組み合わせる施策を推進
救急搬送支援システムの導入	・平成25年度（2013年度）に、迅速な救急業務を行うため、医療機関リストなどスマートフォン ^{※18} のアプリ ^{※19} 化を行い、傷病者の症状をタッ

※16 財団法人地方自治情報センター

Local Authorities Systems Development Center 略称：LASDEC。自治体職員のための教育や、自治体の行政情報化、地域情報化を推進する団体。他にも、自治体におけるコンピュータの普及のために必要と思われる情報を本にまとめている。平成26年（2014年）4月1日から、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）と組織変更されている。

※17 レセプト

保険医療機関又は保険薬局が保険者に医療費を請求する際に提出する診療報酬明細書や調剤報酬明細書。

※18 スマートフォン

従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することが一般的。また、スマートフォンはインターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワーク（3G回線等）を通じて音声通信網及びパケット通信網に接続して利用するほか、無線LANに接続して利用することも可能。

※19 アプリ

アプリケーションの略。OS上で作業の目的に応じて使うソフトウェア。パソコンではワープロ・ソフト、表計算ソフト、ウェブブラウザ、メールソフト、画像編集ソフトなどが、スマートフォンやタブレットではコミュニケーション、動画・音楽視聴、地図・ナビゲーション、電子書籍、ネットショッピング、ゲーム用のアプリなどが代表的。スマートフォンが普及して以降、スマートフォンやタブレット向けに多種多様なアプリが提供され利用が広がるとともに、「アプリケーション」よりも「アプリ」等の略称が一般的となっている。

	<p>子式で選択すると GPS^{※20}機能により最も近い最適な医療機関が選択され、そのまま電話機能を使って搬送連絡ができるワンストップ^{※21}機能を備えたシステムを構築</p>
ホームページ、携帯サイトの充実	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年（2012 年度）6 月に、「茨木市 Facebook^{※22}」及び「茨木市 Twitter^{※23}」の運用を開始 平成 28 年度（2016 年度）に市ホームページの再構築を実施
電子申込システムの拡充	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年（2017 年度）7 月に開始された、子育てワンストップサービス^{※24}に対応して、子育て関連の手続のオンライン化を実施
公金収納システムの拡充	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度（2014 年度）に、市・府民税、固定資産税、都市計画税のコンビニ納付を実施
各種 IT 講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センター等の施設で、パソコンの基本操作等の技能取得を目的とする IT 講習を実施

② 行政運営の簡素・効率化

施 策	実 施 状 況
職員参集安否確認システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度（2013 年度）にパッケージシステムを導入
統合型 GIS（地理情報システム）の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度（2014 年度）に、住居表示台帳管理システム、都市計画業務支援システム、農地情報管理システムを更新
OSS ^{※25} （オープン・ソース・ソフトウェア）の導入	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度（2013 年度）に、リプレオフィス^{※26}の導入を予定していたが、情報システム課内で検証の結果、全庁への導入は見送り
土地台帳・家屋台帳の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 税のオープン化に合わせ、今後導入を検討
滞納整理システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度（2017 年度）に折衝情報、資産情報、滞納処分情報、分納誓約の履行状況等の滞納者情報を一元管理するシステムを導入

※20 GPS

Global Positioning System の略。全地球測位システム。人工衛星を利用して、利用者の地球上における現在位置を正確に把握するシステム。

※21 ワンストップ

ワンストップ行政サービスのこと。住民票や印鑑証明の交付、年金、福祉関係など、現在、複数箇所にまたがって提供されている関連手続の窓口を、電子化により 1 か所に集約させるサービスのこと。

※22 Facebook

平成 16 年（2004 年）2 月に米国の学生向けコミュニティサイトとして開始された SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の名称。

※23 Twitter

個々のユーザーが「ツイート」（tweet）と呼ばれる 140 文字以内の「つぶやき」を投稿し、そのユーザーをフォローしているユーザーが閲覧できるサービス。タイムラインと呼ばれる自分のページには自分の投稿と自分がフォローしているユーザーの投稿が時系列順に表示される。RT による他人のツイートの引用、ハッシュタグによる特定のテーマでのやり取り等の仕組みも取り入れられ、API の公開により、様々なサービスが開発されている。

※24 子育てワンストップサービス

マイナポータルで提供されるシステム。地方公共団体の子育てに関するサービス検索やオンライン申請が可能となる。

※25 OSS

Open Source Software の略。ソースコード（ソフトウェアにおける設計図のようなもの）を、インターネットなどを通じて無償で公開し、誰でもそのソフトウェアの改良、利用、再配布を行うことができるソフトウェアのこと。

※26 リプレオフィス

OpenOffice.org から派生した、様々なオペレーティングシステムで利用可能なオフィススイート。フリーソフトウェアとして自由にダウンロードし、使用・再配布することができる。市販の主だったオフィスソフトとの互換性を維持する。

人事総合情報システムの導入	・平成 27 年度（2015 年度）にパッケージシステムを導入し、人事・職員給与システムを再構築
情報システム調達ガイドラインの策定	・平成 26 年（2014 年）7 月に調達を行う際の統一的な基準を示したガイドラインを策定

③ 情報基盤整備と既存システムの改善

施策	実施状況
オープン系システムの導入及び更新	・パッケージシステムを導入することにより、システムの更新を実施
基幹系システムの刷新	・度重なる法制度改正に対応するため、システムを分析、改修を随時実施
自治体クラウド ^{※27} の研究	・研修・説明会に参加し情報収集を実施
職員の育成と情報リテラシーの向上	・情報化推進のため IT リーダーを設置し、研修を実施
セキュリティ対策の強化	・平成 28 年度（2016 年度）に、セキュリティポリシーの見直し等を実施、また、インターネット業務の分離やメール及びファイル無害化システムを導入し、セキュリティ対策を実施

④ 新たな制度改正への対応

施策	実施状況
社会保障・税に関わる番号（マイナンバー ^{※28} ）制度	・平成 26 年度（2014 年度）から、中間サーバー ^{※29} へ副本登録のため関係システムの構築・改修を開始 ・平成 29 年（2017 年）7 月から、情報提供ネットワークシステム ^{※30} を用いた情報連携を開始
社会保障制度改革	・社会保障制度改革の動向に基づき、法・制度改革によるシステム改修を実施

※27 自治体クラウド

地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

※28 マイナンバー

日本国内に住民票を有するすべての方が一人につき 1 つ持つ 12 桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、平成 28 年（2016 年）1 月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。

※29 中間サーバー

自治体は、保有しているシステムに個人情報を保存・管理しており、情報の照会依頼があった場合に情報提供を行う。このとき提供する情報を保管し、インターフェイスシステムと業務システムとの中継を行う機能を有するサーバ。

※30 情報提供ネットワークシステム

日本で、個人番号と関連付けられた個人情報を関係機関の間でやり取りするためのコンピューターネットワークによる情報システムである。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）」の規定に基づいて、総務大臣が設置・管理する。